

令和元年6月25日
 新潟県災害対策本部

**「チームにいがた」による村上市の被害状況調査の状況をお知らせします
 (6月25日18時現在【速報値】)**

新潟・山形沖地震(6/18発生)による被害を受けた村上市へ「チームにいがた」としての職員派遣(県内全市町村と県の相互応援協定に基づく派遣)を行い「罹災証明書交付のための被害状況調査業務」を6月23日より進めています。6月25日18時時点の調査の進捗状況についてお知らせします。(なお、「チームにいがた」としての調査は本日で終了しました。)

また、当初調査予定戸数としていた644戸は現地確認の結果624戸に20戸減少しました。更に、その他住民からの申し出に基づいた追加調査を本日から開始しており、本日の調査戸数にはその数20戸を含めています。

6月25日18時現在

調査日	住家(棟数)					
	調査対象戸数(624戸)					
	区分 集計値	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	無被害
	調査 進捗率 戸数 (割合)	損壊 割合 50% 以上	損壊割合 40%以上 50%未満	損壊割合 20%以上 40%未満	損壊割合 20%未満	被害 認められ ない
6月23日(日)	166戸 (26.6%)	0	0	4	142	20
6月24日(月)	262戸 (42.0%)	0	0	6	220	36
6月25日(火)	216戸 (34.6%)	0	3	10	191	12
計 調査対象戸数624戸に対す る調査終了済戸数の割合	644戸 (103.2%)	0	3	20	553	68

上記は速報値です。変更となる可能性があります。

<参考:住家の被害区分について>

- ・内閣府で定めた被害認定指針に基づく調査です(住家の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合(=損害割合)に基づき、被害の程度を認定)。
- ・<全壊><大規模半壊><半壊><一部損壊><無被害>の5区分で認定を行います。

<参考:罹災証明書の発行について>

- ・新潟県24市町村で導入している「新潟県被災者生活再建支援システム」を初めて県内で活用し、3日間の調査終了翌日の6/26水曜日から罹災証明書の発行を開始します。

※本発表は、本日15時発表の被害報第14報を最新の数値に更新したものです。

■本件についてのお問い合わせ先
 村上市災害対策本部
 電話 0254-53-3365